

令和5年度 横浜市立本牧小学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月28日 策定

令和6年3月25日 改定

I いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けた基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

このような認識に立って考えると、子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努めることが重要であり、いじめを察知した場合には、適切に指導することが必要である。その実行のために、学校全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る必要があると考える。

<学校として>

- ア あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校を目指す。
- イ いじめは、どこの学級にも、どこの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ウ いじめは絶対に許さないこと、いじめられている子を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと、児童支援専任を中心に組織的に取り組む。
- エ 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- オ 相談窓口を明示するとともに、子どもに対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて子ども一人ひとりの状況の把握に努める。

<保護者として>

- ア どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを強く意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害などの悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。

イ いじめを発見し、または、いじめの恐れがあると思われるときには速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

<子どもとして>

ア 自己の夢を達成するために、何事にも一生懸命取り組むとともに、他者に対しても思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。

イ 周囲にいじめがあると思われる時には、当事者に声をかけたり、周囲の人に積極的に相談したりすることに努める。

(3) 本牧小いじめ防止基本方針の目的

本牧小いじめ防止基本方針は上記の方向性の具現化により、いじめの問題への対策を、学校関係者すべてがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら本牧小学校及び本牧小学校の子どもが住む地域全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で子どもの健全育成を図り、学校教育目標の実現とともにいじめのない社会を目指すことを目的とする。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

構成員は次の者とする。校長、副校長、児童支援専任、教務主任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター。いじめの疑いがある、あるいは認められる場合は、関係児童の担任。また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門家の参加を求める。

(2) 委員会の運営

本牧小いじめ防止基本方針の目的を達成するために「本牧小いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。なお、いじめの疑いがあった段階で、校長は直ちに「本牧小いじめ防止対策委員会」を随時開催するものとする。

校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

いじめの未然防止、早期発見・早期対応、適切な対処・措置のいじめの事案のすべてを、担任や一部の教職員で抱え込むことなく組織的に対応するための中核を担う。定例としては、年間計画の作成、日常的な実態把握、研修の立案、PDCA サイクルでの取組の検証などを行う。また、いじめ事案発生や重大事態の発生時には、緊急対応として、情報の収集（調査）や記録、対応に関する役割分担の指示、外部機関、専門家との連携窓口を担う。

3 いじめの防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止（いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、以下の取組を行う）

- ア 新年度の職員研修で学校経営方針、児童指導方針を全職員で共通理解する。
- イ 「学校生活の約束」の共通理解を図る。
- ウ 校内重点研究「自ら学ぶ楽しさや自分の高まりを感じられる子どもの育成～めざす子どもの姿を明確にし、子どもの実態に合った単元づくり～」を通して、教職員の授業力向上を図り、児童一人ひとりが自信をもって学習に取り組み、自尊感情を高めることができるようにする。
- エ 学習環境を整えるとともに、どの教科の学習においても計画的な発問や指示、板書をし、分かりやすい授業を行うよう、心がける。
- オ えみたか（たてわり）活動の充実を図り、他者への思いやりの心を育てるとともに、6年生が、えみたかリーダーとしての自己有用感を高めることができるようにする。
- カ 年間を通して、学習発表の場を計画的に設け、互いによさを認め合ったり、宿泊学習やコンサートに向かう学年に応援メッセージを贈ったりする活動を推進する。
- キ 子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことができるよう、すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

(2) いじめの早期発見

- ア いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日頃から子どもたちの様子を観察し、気になる言動や態度については些細な兆候であっても、すぐに指導するとともに、内容によっては学年で情報を共有し、チームで対応するようにする。
- イ 学年研において、気になる子ども、言動について報告し、指導方針の共通理解をはかる。必要に応じてチームで指導に取り組むようにする。
- ウ 毎月の職員会議で気になる子どもや児童指導上の課題について報告し合い、情報を共有する。内容によっては、本牧小いじめ防止対策委員会を開き、チームで取り組むようにする。
- エ 児童理解を深めることができるように、児童へのアンケート（いじめ解決一斉キャンペーンの取組含む）、年2回のY-Pアセスメントの実施・分析を行い、児童の実態把握、いじめの早期発見に努める。
- オ インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育を推進する取組として、外部講師を招き、5・6年生児童全員を対象にした「スマホ・ケータイ教室」を毎年実施している。
- カ 保護者、地域、放課後キッズクラブ等の学校協力者との連携を密にし、情報収集に努める。
- キ 子ども及び保護者、教職員に対して、いじめがあった場合は、担任だけではなく、管理職、児童支援専任、養護教諭、学校カウンセラー、さらに様々な関係機関に相談できることを周知する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめが疑われる情報が入ったときには、一人で対処せず、直ちに全て「本牧小いじめ防止対策委員会」に報告・相談し、学校の組織的に対応する。いじめ防止対策委員会では、事案の解決に向けて、方針、目標、手順、役割等を定める。
- イ 被害者からよく話を聞き、気持ちを受け止めるとともに、できるだけ詳細な事実を把握する。被害者救済を第一とし、子どもの状態に合わせた継続的なケアを行う。また、いじめを知らせた子どもがいる場合は、その子どもの安全を確保する。
- ウ 目撃者からよく話を聞き、被害者の話と照らし合わせ、事実の確認をする。
- エ 加害者からよく話を聞き、被害者と目撃者の話と照らし合わせ、事実の確認をする。
- オ 全職員で情報を共有し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援をする。
- カ いじめが犯罪行為にあたりと認められるような場合や、児童の生命や身体または財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察に通報するとともに、関係機関、専門機関と連携する。
- キ 事案によっては、保護者、地域、教育懇話会にも協力を依頼し、再発防止に向けて取り組む。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも、①いじめの行為が目安として少なくとも3か月止んでいること、②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと、という2つの要件が満たされている必要がある。本牧小いじめ防止対策委員会に報告が上がった事案については、基本対応が終わった後も、継続して見守りを続け、再発防止に努める。その後、いじめ防止対策委員会で上記2つの要件が満たされていると判断された場合には、当該児童本人や保護者への確認をした上で解消の判断を行い、いじめ認知報告書に記載する。

(5) 教職員等への研修

年間を通して、児童理解研修やいじめ防止、対応に向けた研修などの校内研修を計画的に行う。また、教育委員会が主催する研修に積極的に参加し、専門性を高めるように努める。

(6) 学校運営協議会等の活用

「学校・家庭・地域連携事業」や「教育懇話会」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、いじめ防止や早期発見、再発防止について、連携・協働して取り組むように努める。

(7) 取組の年間計画

月	取扱内容
4月	年間計画作成 児童指導委員会（計画・取組） 児童の引継情報の確認 児童の実態把握 学校生活の約束の確認 学習ルールの確認 カウンセラーの紹介 いじめの定義・児童理解研修 SSWの紹介 SOSプログラムの実施
5月	児童の実態把握 配慮を要する児童についての共通理解を図る。家庭訪問 いじめ早期発見アンケート（記名式） 中部療育センターコンサルテーション（1回目）
6月	児童の実態把握 Y-P アセスメント実施（1回目） 横浜子ども会議（中学校ブロック）
7月	児童の実態把握 情報モラル指導 個人面談 地区懇談会 いじめ防止研修（子どもの社会的スキル横浜プログラム等を活用）
8月	危機管理研修 横浜子ども会議（中区）
9月	児童の実態把握 個人面談
10月	児童の実態把握 中部療育センターコンサルテーション（2回目）
11月	児童の実態把握 Y-P アセスメント実施（2回目）
12月	児童の実態把握 いじめ解決一斉キャンペーンの取組 人権週間取組 いじめ早期発見アンケート（無記名）
1月	児童の実態把握 いじめ防止対策の点検・見直し
2月	児童の実態把握 児童指導委員会（振り返り） 幼保小新1年生情報交換 ピンクシャツデー
3月	児童の実態把握 児童の引継情報の作成 小中新1年生情報交換 次年度に向けて
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時）

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とする。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合は、直ちに横浜市教育委員会に報告する。また、調査において明らかになった事実についても、同教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査

学校は、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に資するため、「いじめ防止対策委員会」が中核となり、客観的な事実関係を速やかに調査する。また、横浜市教育委員会の指示がある場合には、その指示のもと進めていく。

(4) 児童、保護者への報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実を他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に配慮し、適切に提供する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

<参考資料>

(1) 「横浜市いじめ防止基本方針」（平成29年10月 改定）

(2) 「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省 平成29年3月14日 改定）